

幼保連携型認定こども園の設置認可申請書 提出要領

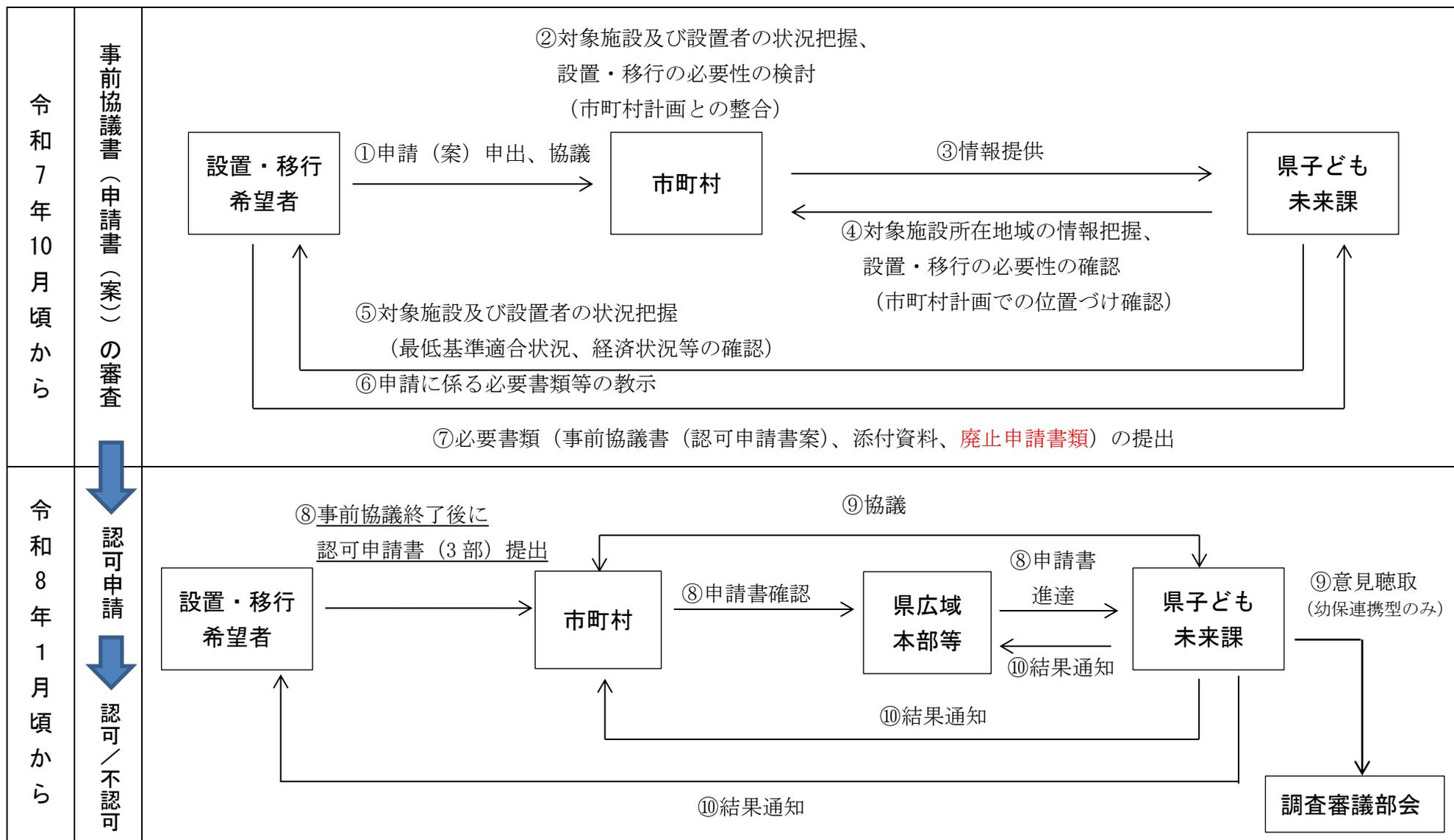
令和8年（2026年）4月1日に幼保連携型認定こども園の設置又は移行を希望する方は、下記の要領で必要書類を提出してください。

記

- 1 対象者 幼保連携型認定こども園の設置認可を希望している法人（又は今後、施設設置までに法人化を予定している方）
- 2 提出書類
 - ①幼保連携型認定こども園設置認可申請事前協議書（認可申請書案）
※本申請書と同じ書類です。認可申請書案により審査を行い、書類の修正・差替え等の補正を行った後、本申請書（3部）を提出していただきます。
 - ②添付資料（設置認可申請書ファイル中、添付書類一覧を御確認ください。）
 - ③廃止申請書類（移行の場合のみ）※今回から追加
 - ・保育所（廃止）から幼保連携型認定こども園への移行
⇒「**児童福祉施設廃止（休止）承認申請書**」
 - ・幼稚園（廃止）から幼保連携型認定こども園への移行
⇒「**学校廃止認可申請書**」
- 3 提出方法
 - ・提出部数 1部
 - ・片面印刷 1部をフラットファイルに綴じて提出してください。
 - ・添付書類一覧の順に並べ、添付書類一覧の区分ごとにインデックスをつけてください。
※ホチキス留めはしないでください。
- 4 提出期限 令和7年（2025年）10月31日（金）
〒862-8570
熊本市中央区水前寺 6丁目18番1号
熊本県健康福祉部 子ども未来課 田中 あて
TEL 096-333-2227 / FAX 096-383-1427
- 5 その他
 - ①状況によりヒアリング、現地確認を実施する場合がありますので、ご対応をお願いします。日程は別途お知らせします。
 - ②設置認可までのスケジュールは、おおよそ以下のとおりです。
10月31日（金） 事前協議書（認可申請書（案））及び添付書類（上記1③に該当する場合は廃止申請書類も含む）の提出
11月～1月 事前協議書（認可申請書（案））の審査・補正（書類の差替等）作業（申請者と県で個別調整）

1月～2月	事前協議書（認可申請書(案)）の審査終了後 <u>本申請書の提出（3部）</u> 及び現地確認
2月～	県と市町村との協議 幼保連携型認定こども園調査審議部会からの 意見聴取
3月末まで	設置認可／不認可、 廃止承認

認定こども園の設置認可等について (R8. 4. 1 開所)



2 設置認可までの具体的な手続き

(1) 市町村との協議 (①) ※事前協議書の提出前

平成 27 年 4 月から始まった子ども・子育て支援新制度においては、保育ニーズに応じた確保方策を市町村子ども・子育て支援事業計画として策定しており、計画に基づき保育所等の整備を行っていくこととされています。

施設を設置する必要性について、県への協議書提出前に、市町村の担当課と十分に協議を行ってください。

(2) 県（認可権者）への事前協議 (⑤⑥⑦)

設置認可の窓口は、子ども未来課となります。

事前協議では、認可の基準を満たしていることを確認するための関係書類（事前協議書等）を提出していただきます（提出していただく書類は本申請と同じものです）。提出書類については、必要に応じて補正（修正）をお願いします。

(3) 市町村への申請書の提出 (⑧)

子ども未来課の事前審査により認可申請書が整ったら、設置予定施設の所在地を管轄する市町村に申請書を3部提出してください。

（子ども未来課用：正本1部、広域本部等用：副本1部、市町村用：副本1部）

(4) 市町村から県広域本部・地域振興局へ申請書の提出 (⑧)

市町村で確認した申請書は、管轄の県広域本部・地域振興局に提出されます。

(5) 県広域本部・地域振興局から子ども未来課へ申請書の提出 (⑧)

県広域本部・地域振興局から子ども未来課へ申請書が提出されます。

(6) 熊本県子ども・子育て会議幼保連携型認定こども園調査審議部会の意見聴取及び市町村との協議 (⑨)

設置の認可をする場合には、外部委員で構成される上記審議部会の意見を聴かなければならないとされています。

また、市町村と文書にて協議を行います。

(7) 設置認可 (⑩)

申請書類が整い、(6)の審議部会及び市町村でも設置について異議がなかった場合は、設置について認可をします。申請者には認可指令書を発出します。

また、移行に伴う認可の場合は、別途廃止承認通知書も発出します。